

2021（令和3年）

造園協便り

1. 2. 3月

第202号

一般社団法人 秋田県造園協会

I 令和3年度（第46回）通常総会について



令和3年2月26日（金）15：30～ 秋田市「あきぎんスタジアム」で、造園協会の第46回通常総会が開催されました。

議長については、定款第16条により、会長がこれに当たると定められている為、会長が議長となり、就任あいさつの後、議事に入りました。

議案第1号 令和2年度決算報告については、審議の結果、全員一致で承認されました。

議案第2号 役員の変更については、理事14名、監事2名を選任し、理事の互選により、役員を次のとおり決定しました。

役職名	氏名	会社名	新、再	備考
会長	加藤 薫	桂造園土木(株)	再任	
副会長	鈴木 和男	(株)香楽園	〃	
〃	佐藤 榮	手形造園土木(株)	〃	
〃	松本 昭広	(株)松本造園土木	〃	
〃	小林 博	二葉造園土木(株)	〃	
理事	正木 孝輝	エコシビル(株)	〃	業務執行理事
〃	佐々木 創太	むつみ造園土木(株)	〃	業務執行理事
〃	久米 君雄	(株)伊藤組造園	〃	
〃	玉尾 重秋	(有)玉尾造園土木	〃	
〃	内山 正博	かつら造園建設(株)	〃	
〃	柴山 貞則	秋田造園土木(株)	〃	
〃	木村 昭彦	(株)木村造園	新任	
〃	佐々木 大	(有)ササヤス	〃	
〃	須藤 元	(有)翠松園	〃	
監事	佐藤 浩志	(株)花よし植物園	再任	
〃	柴田 敏和	古河林業緑化(株)	〃	

報告事項6件について説明し、全員一致で承認されました。

- (1) 令和2年度公益目的支出計画実施報告書について
- (2) 令和2年度事業報告について
- (3) 令和3年度事業計画について
- (4) 令和3年度収支予算について
- (5) 理事会への委任事項について
- (6) 借入金の最高限度額について

【令和3年度事業計画】

- ① 造園環境緑化に関する展示普及活動
 - ・ 県の森林祭等イベントの参加
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピックでのPR活動
 - ・ グリーン&フラワーフェスティバル2021の開催
- ② ボランティア活動
 - ・ 花とみどりのふれあいまつり等イベントの参加

③緑化行政に対する協力や関係行政機関との意見交換会の開催

- ・緑化関係団体等のイベントの参加（緑の募金運動、花いっぱい運動等）
- ・関係行政機関との防災協定の基づく災害派遣要請への対応
- ・関係行政機関との意見交換会

④広報活動

- ・機関誌「造園協だより」の発行

⑤技術研修会の開催

- ・造園技能検定受検準備講習会の開催
- ・街路樹剪定士研修会の開催（資格認定、更新）
- ・職場衛生教育等の開催

協会関連行事

1月5日(火)	日造協 2021 造園人の集い	東京都 (中止)
1月12日(火)	県関係部局新年あいさつ回り	県庁 会長他
1月14日(木)	秋田市役所関係部局新年あいさつ回り	秋田市役所 秋田市支部長他
1月20日(水)	穂積もとむフォーラム 第1回企画・技術委員会 (Web会議)	秋田市 (延期) 佐々木委員長他
1月21日(木)～23日(土)	造園連日本庭園士補認定研修	東京都 (延期)
1月25日(月)	秋田市支部監査 第2回企画・技術委員会 (Web会議)	林泉会館 秋田市支部長他 佐々木委員長他
1月26日(火)	建災防安全祈願祭 第1回総務・経理委員会	秋田市 (中止) 林泉会館 正木委員長他
1月29日(金)	監査、第1回理事会・運営会議合同会議	林泉会館 会長他
2月5日(金)	日造協東北総支部交流会	秋田市 (延期)
2月10日(水)	秋田市支部理事会、通常総会	林泉会館 秋田市支部長他
2月15日(月)	日本庭園に係るワーキングチーム会議	林泉会館 加藤総括他
2月22日(月)	第3回企画・技術委員会 (Web会議)	佐々木委員長他
2月26日(金)	県造協通常総会 造園連伊勢神宮奉納行事造園感謝祭	あきぎんスタジアム 会長他 三重県 (本部三役のみ)
3月6日(土)	造園連日本庭園士補認定研修 (オンライン研修)	
3月11日(木)	第4回水と緑の森づくり基金運営委員会 林業トップランナー養成研修修了式 (縮小)	秋田市 会長
3月16日(火)	第4回企画・技術委員会 (Web会議)	佐々木委員長他
3月25日(木)	緑化推進委員会通常総会	秋田市 事務局
3月26日(金)	第5回企画・技術委員会 (現地調査)	佐々木委員長他
3月28日(日)	穂積もとむ出陣式	秋田市 事務局

4月以降の行事予定

4月17日(土)	緑の募金街頭キャンペーン	秋田市
6月19日(土)～20日(日)	2021 グリーン&フラワーフェスティバル in Akita	
6月22日(火)	日造協通常総会	東京都
7月9日(金)	日造協事務局連絡会議	東京都
7月10日(土)	2021 あきた水と緑の森林祭	能代市 道の駅ふたつ
12月17日(金)～20日(月)	技能五輪全国大会	東京都
5月頃	日造協秋田県支部通常総会	
5月頃	造園連秋田県支部通常総会	
6月頃	造園技能検定試験準備講習会	

お知らせ

☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて（開始 12/15～）（1/4）
- ・県発注工事における受注者の除排雪対策への協力に対する更なる配慮について（1/7）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（1/12）
- ・県発注工事における受注者の除排雪対策への協力に対する更なる配慮について（1/14）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（開始 1/8～）（1/14）
- ・県発注工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮に係る留意事項について（1/15）
- ・県発注工事における受注者の除排雪対策への協力に対する引き続きの配慮について（1/20）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（1/14 変更）（1/20）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について（1/20）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う工事及び業務の対応について（2/12）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（2/8 変更）（2/12）
- ・解体工事の発注に当たっての留意事項の制定について等の一部改正について（2/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（3/1 変更）（3/5）
- ・建設産業における生産システム合理化指導要綱の一部改正について（3/10）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（開始 3/6～）（3/10）
- ・建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について（3/11）
- ・工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について（3/18）
- ・秋田県建設工事に係る共同企業体取扱い要綱に基づく運用基準についての一部改正について（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請について（開始 3/22～）（3/23）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について（3/24）

○秋田県農林水産部より

- ・農薬適正使用について（2/8）

○秋田労働局より

- ・定期康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について (2/10)
- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について (2/22)
- ・春季における年次有給休暇の取得促進期間について (3/5)

☆ 造園連みどり福祉制度について

「みどり福祉制度」は昭和51年、福祉対策のひとつとして、組合員間の福祉の向上を助け、親睦をはかるために発足しました。昭和54年には規定も大きく改正され、組合員だけでなく、「配偶者給付金」「造園業あとつぎ結婚祝金」のように、給付対象者が家族まで広がり、現在まで多数の組合員の方々に給付されています。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

- 【給付内容】
- ①死亡給付金（3万円及び額入感謝状謹呈）
 - ②配偶者死亡給付金（1万円）
 - ③災害見舞金（1万円）
 - ④入院見舞金（1万円）
 - ⑤結婚祝金（2万円）
 - ⑥造園業あとつぎ結婚祝金（2万円）
 - ⑦事業継承勇退（記念品）

☆ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省から造園を含む建設業等の労働災害事故の中で最も多い、「墜落・転落事故」防止に向けた施策が発表されました。従来の安全帯という名称が「墜落制止用器具」に変更されたほか、6.75m以上の高所で作業する際は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられることとなりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

※造園連の会員の方は、造園連ホームページの「組合員プラザ」の官公庁からのお知らせからもダウンロードできます。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

「安全帯」の名勝を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

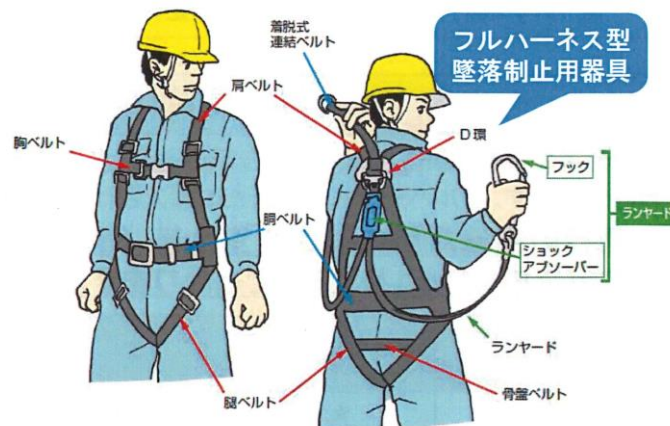
	安全帯	➡	墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	⊖➡	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	✕➡	✕
③	ハーネス型（一本つり）	⊖➡	ハーネス型（一本つり）

※②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

（※現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）使用できるのは2022年1月1日までとなります。）



◎ 造園用フルハーネス型墜落防止用器具の販売開始

日造協では、技術委員会安全部会を中心に、労働安全衛生規則の改正に適合する造園の作業に適したフルハーネス型墜落制止用器具の企画を行ってきました。この度、日造協の会員である群馬庚申園株式会社様から「造園用フルハーネス型墜落制止用器具」を日造協会員の皆様へ特別価格で提供のご案内がありました。

購入希望の方は販売元に直接申込み (<http://shop.kousinen.com/>) もしくは協会までご連絡ください。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが 2m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

今後は、すべての三脚に 75 度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第 528 条）違反に問われる可能性もあります。



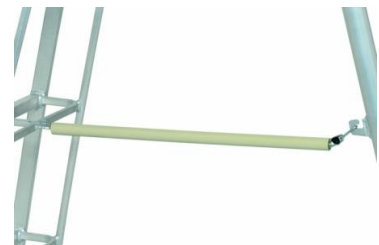
長谷川工業

「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス

「用心棒」



ピカコーポレーション

「GM-FS たたまれ止めパイプ」

☆ チェーンソー特別教育の補講について

労働安全衛生規則の改正に伴い、チェーンソー特別教育の補講につきましては、令和 2 年 8 月以降チェーンソー作業が出来なくなりました。（安衛則）

林防災秋田県支部では、安衛則第 36 条第 8 号又は 8 号の 2 に掲げる特別教育修了者でチェーンソー作業する者が全員違法行為をしないよう、最終の補講を 4 月 28 日にプラザクリプトンで実施することにしたようです。

未だ補講を受講していない当該講習修了者は、この機会を逃がすこと無く、もれなく受講されるようお奨めします。

申し込みが定員をオーバーした場合でも受け付けてくれるそうです。

補講の詳細については「林材業労働災害防止協会秋田県支部」のホームページ (<http://rinsai-akita.la.coocan.jp/>) をご覧ください。

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「気をつけたい病気と害虫②」－長雨は病気のもと－

植物の病気を多く発生させる多くは、カビの仲間です。雨水の跳ね返りで、カビの胞子が葉の裏について気孔から入り、じめじめした環境の中で繁殖して病気を引き起こします。更にそこから発生する胞子が雨水の跳ね返りで他の葉の裏につき、どんどん病気を広げていきます。長雨は病気の原因になるのです。

また、強い雨は、時に葉についた害虫を振り落として排除してくれることがありますが、虫は葉の裏に隠れていて、雨がひと休みすると、急に活動し始めることもあります。

実際、雨水が直接かからないベランダ栽培では、雨にさらされる庭の花壇の栽培よりも病害虫の発生は少ないのです。もし発生しても、花壇ほど被害は広がりません。

(造園連：庭師の知恵袋より)

事務局から

ようやく秋田市でも桜の開花が発表され、長かった冬に別れを告げる時期となりましたが、新型コロナウイルス感染症も変異株となり、その収束が何時になるか先行きが見えません。

今年こそ、昨年出来なかった色々なイベントを開催すべき準備を進めているところですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催も危惧されている現状から、ワクチン接種の普及が一応の広がりをみせないと思われ実行も難しいかと思われま

市民も自粛規制等で、遠くの観光地を訪れることが出来ない状況にあって、公園の緑や近場の庭園などは「心を癒やし、潤いをもたらす自然」を感じる唯一な場所とも言えると思ひ、これらに携わる造園業の素晴らしさを痛感している昨今です。

是非とも今年はイベントだけでない色々な手法を用い、この素晴らしい造園業を普及宣伝し、その対価として会員の仕事が増えればと思っております。

コロナに負けないで、粘り強く頑張っていきましょう。

(K・O)